



通達

# 令和8年度における建設業の 安全衛生対策の推進について（要請）

基安安発0330第3号  
基安労発0330第3号  
基安化発0330第3号  
令和8年3月30日

建設業労働災害防止協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
安全課長  
労働衛生課長  
化学物質対策課長

## 令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年の建設業における労働災害発生状況を見ると、死亡者数（令和8年2月速報）は209人となっており、前年同期の223人と比べ6.3%程度減少となるものの、全産業（665人）に占める建設業の割合は31.4%と、依然として業種別で最も高い割合となっています。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）が令和7年5月に公布され、同法及び関係政省令が順次施行されているところであり、労働災害の着実な減少に向け、各種措置の履行確保に加え、実効ある安全衛生対策を推進することが求められています。

このため、今般、別添のとおり「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を定めましたので、傘下の関係者等に御周知されること等により、引き続き、建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。

## 令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

### 1 労働者の安全確保のための対策

#### (1) 墜落・転落災害防止対策

建設業における労働災害による死亡者数（死亡災害）の約3割、休業4日以上労働災害による死傷者数（死傷災害）の約3割を占める墜落・転落災害を防止するため、次の対策を推進する。

##### ア 足場等からの墜落・転落防止対策

###### 【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落災害のうち足場等を起因物とする死亡災害は約16%、死傷災害は約12%を占めている（令和6年確定値。以下同じ。）。

これらの災害を防止するため、幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置の一層の徹底を図るとともに、あらゆる機会を活用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正。以下「推進要綱」という。）に基づく「より安全な措置」等の普及・定着を促進する。

また、特に木造家屋等低層住宅建築工事においては、墜落・転落災害が多発していることから、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）が作成した「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防

止標準マニュアル」（令和6年3月。以下「木建マニュアル」という。）の周知とその定着に取り組む。

###### 【事業者が行うこと】

幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、安衛則に基づく各種措置を講ずるとともに、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「推進要綱」に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントとその結果に基づく措置に取り組むこと。

さらに、推進要綱に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、同要綱の別紙「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用した十分な知識・経験を有する者による足場の組立て等後の点検を行うこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施すること。

##### イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

###### 【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落災害のうちはしご等（はしごのほか脚立、仮設構台等を含む。）を起因物とする死亡災害は約10%、死傷災害は約30%を占めている。

これらの災害を防止するため、はしご・脚立等の安全な使用を盛り込んだ木建マニュアルの内容を参考に、はしご・脚立等の適切な使用の普及・定着に取り組む。また、リーフレット「はしごを